

理容・美容業を営んでいる方へ (償却資産の申告のご案内)

会社や個人の方が、その事業のために用いている設備等の固定資産を「償却資産」といい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により毎年1月1日に所有している償却資産を、資産所在地の市町村長に申告することになっております。

◆償却資産の例

理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、パーマ器、ネイル用ライト、ドライヤー、サインポール、ネオンサイン、テレビなど
各業種 共通のもの	外構工事(舗装路面・門扉・フェンス・塀・植込工事など)、駐車場設備、受変電設備、蓄電設備、太陽光発電設備、中央監視装置、外灯、ネオンサイン、広告塔、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫など ◆テナントの場合 内装、外装、電気・ガス・給排水・冷暖房・空調設備、建具

※建物は家屋として別途課税されますので償却資産の申告対象外です。

◆テナントの方が改装を行った場合

家屋所有者以外の方(以下「テナント」といいます。)が、その事業の用に供するため家屋に取り付けた内装などの附帯設備は、原則としてテナントから償却資産として申告していただく必要があります。

鳥取市役所総務部税務・債権管理局
固定資産税課 償却資産係
(本庁舎2階)

TEL : 0857-30-8156
FAX : 0857-20-3920